

災害時における民間建物等の利用に関する協定書

羽生市（以下「甲」という。）と、学校法人 純真学園 埼玉純真短期大学（以下「乙」という。）とは、災害時における民間建物等の利用に関して次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨と目的）

第1条 この協定は、羽生市地域防災計画に基づき、羽生市とその周辺地域で利根川の洪水氾濫による大規模災害が発生し、または発生する恐れが大きく地域住民の避難が必要であると判断した場合、甲は乙の協力を得て、乙が所有する建物等を洪水時の避難所として指定し利用するための手続きを定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、洪水氾濫による災害が発生、もしくは発生の恐れがあると判断し、地域住民等への避難勧告を行う場合、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして協力を要請するものとする。

- （1）協力を要請する理由
- （2）協力を要請する内容
- （3）必要とする施設の場所
- （4）その他必要な事項

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、これに対し速やかに協力するものとする。

（住民への広報）

第4条 乙は、甲が本協定に基づき、災害時の避難所として当該施設を指定し、事前に乙による広報内容の確認を得たうえで、地域住民に対し広報活動を行うことを了承する。

（使用料）

第5条 甲は、乙が本協定に基づき、当該施設を避難所として提供した場合、施設の使用料として、乙に対して光熱水費等、実費弁償相当分を支払うものとする。

2 甲は、使用料のほかに当該施設を避難所として使用したことにより、当該

施設及びその付帯設備、物品等に損害が生じた場合、その損害額を乙に支払うものとする。

3 前項の損害には、営業補償等の関節的費用は含まないものとする。

(損害補償)

第6条 本協定により、乙の所有する施設を避難所として提供した場合、避難者が施設内で受けた損害等については、乙はその損害賠償の責任を負わないものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めない事項及び、この協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、この期間はさらに1年間延長するものとし、その後における期間満了の場合も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年2月19日

甲 埼玉県羽生市6丁目15番地
羽生市
羽生市長 河田 晃 明



乙 羽生市大字下岩瀬430番地
学校法人 純真学園 埼玉純真短期大学
学長 藤田 利久

